

名 証 自 規 G 第 17 号

平成 19 年 11 月 27 日

株式事務担当責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ長 鈴木 武久

株券等の電子化の施行日前後におけるコーポレートアクション等
の取扱いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当取引所の運営にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり、平成 21 年 1 月には株券等の電子化が予定されており、当該電子化の施行日前後に実施されるコーポレートアクション等につきましては、法令上の制約や実務面の特別な事務処理等から一定期間の制限が求められております。

今般、株式会社証券保管振替機構が当該制限の内容について当取引所を含めた関係者との協議を行い、「株式等振替制度への移行時におけるコーポレートアクション等の取扱いについて」として取りまとめましたので、当該通知を送付させていただきます。

上場会社の皆様におかれましては、電子化への円滑な移行に向けて、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬 具

平成 19 年 11 月 26 日

発行会社代表者各位

株式会社 証券保管振替機構

代表取締役社長 竹内 克伸

株式等振替制度への移行時におけるコーポレートアクション等の取扱いについて

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社業務の運営に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、御高承のとおり、平成 21 年（2009 年）1 月には、株券等の電子化が予定されております。

株券等の電子化の施行日前後において実施される各種コーポレートアクション等につきましては、法令上の制約が生じるほか、実務面においても、発行会社（株主名簿管理人）を始めとする各関係者に株式等振替制度への移行に伴う特別な事務処理等が発生することが見込まれているため、円滑な移行を行うためには、一定期間の制限が求められております。

つきましては、当該制限の内容について関係者との協議を行い、今般、資料「株式等振替制度への移行時におけるコーポレートアクション等の取扱いについて」を取りまとめましたので、御通知いたします。（当該資料については、弊社ホームページ（<http://www.jasdec.com/ds/index.html>）にも掲載しております。）

発行会社の皆様におかれましては、電子化への円滑かつ確実な移行に向けて、当該取扱いにつき御協力賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、当該資料に掲げる制限期間に該当しない各種コーポレートアクション等におきましても、施行日前後に実施を予定されている場合につきましては、弊社及び株主名簿管理人や主幹事証券会社などの各関係者に対しまして、早期にご相談いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

敬 具

【本件に関する御照会先】

業務部（株券電子化担当）：03 - 3661 - 0190

■ 株式等振替制度への移行時におけるコーポレートアクション等の取扱いについて

株券等の電子化の施行日前後において実施される各種コーポレートアクション等については、法令上の制約が生じるほか、実務面においても、各関係者においては株式等振替制度への移行に伴う特別な事務処理等が発生することが見込まれているため、円滑な移行を行うためには、一定期間の制限が必要となる。

＜施行日前後に行われるコーポレートアクションに係る主な留意点＞

	法律面	実務面
施行日前	○決済合理化法附則第 12 条 ※施行日の 2 週間前の日から施行日の前日までの間は、預託及び交付の請求をすることができない。	○総株主通知の仕組みを利用した実質株主通知の早期実施に係る対応 ○施行日前日における実質株主通知に係る処理 ○区分口座対応、質権口座の記録内容の通知 ○新株予約権付社債の集中移行に係る対応 等
施行日後	○振替法第 131 条第 1 項の通知（一定の日の 1 か月前までに会社が行う株主等への通知） ○振替法第 136 条第 1 項等の通知（効力発生日等の 2 週間前までに会社が行う振替機関（機構）への通知） ○振替法第 163 条第 1 項、第 192 条第 1 項の決定（当該決定は、施行日後に行う必要がある。） ○会社法第 240 条第 2 項及び第 3 項（会社は、新株予約権及び新株予約権付社債の募集に際して払込期日の 2 週間前までに公告を行う必要がある。） ※振替制度において実施するコーポレートアクション等については、上記要件（通知の開始日が施行日以降 等）を満たす必要がある。	○新システムへの切替え、転記処理 ○施行日前日の実質株主名簿確定に係る処理 ○施行日前日において一般株主名簿に記載されている株主に係る特別口座への新規記録処理 ○特例新株予約権付社債の振替受入簿の作成 等

1. 株式

（1）施行日前の取扱い

項番	制限要因	制限期間	制限されるコーポレートアクション等
1	○決済合理化法附則第 12 条（預託・交付の制限期間） ⇒当該期間における預託及び交付処理は行えない。	施行日の 2 週間 前の日から施行 日前日までの間	○新規取扱開始（新規上場） ○保振制度を利用した公募 ○預託を伴う売出し ○自己株式の消却手続に伴う交付

項番	制限要因	制限期間	制限されるコーポレートアクション等
2	○近接した株主確定日（実質株主通知）の設定 ⇒実務上、総株主通知の仕組みを利用した実質株主通知の実施期間においては、株主確定日の間隔を中 1 2 営業日以上設ける必要がある。 ※現行の実質株主通知においては、株主確定日の間隔を中 8 営業日以上設ける必要がある。（株式併合の効力発生日等、配分処理を伴う株主確定日からは、実務上、約 3 週間程度間隔を設ける必要がある。） ※施行日前日に近接する（施行日の 1 3 営業日前の日から施行日前日までの間に設けられる）決算期日及び中間期日に係る実質株主通知は除く。 ※施行日前日の実質株主通知に係る処理と同視できる株主確定日のうち、配分処理等を伴わないもの（例：施行日を 1 月 5 日とした場合、1 2 月末日を株主確定日とする剰余金の配当や臨時株主総会に係る基準日の設定など。対等で行われる会社合併、株式交換、株式移転等は除く。）については設定が可能。 ※端株制度採用会社が振替制度への移行のために施行日直前に実施する株式分割及び単元株制度の採用（会社法第 1 9 1 条・整備法第 8 6 条第 2 項）は除く。	施行日の 1 3 営業日前の日から施行日前日までの間	○基準日の設定 ○株主有償割当増資 ○株式無償割当 ○株式併合 ○株式分割 ○会社合併（新設合併消滅会社又は吸収合併消滅会社となる場合に限る。） ○株式交換（株式交換完全子会社となる場合に限る。） ○株式移転 ○会社分割（吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の株式を分割会社の株主に割り当てる場合に限る。）

(2) 施行日後の取扱い

項番	制限要因	制限期間	制限されるコーポレートアクション等
3	○振替法第 1 3 1 条第 1 項の通知 ⇒会社が振替株式を交付する場合において株主等の口座を知ることができないときは、一定の日の 1 月前までに、株主等への通知をしなければならない。	施行日から施行日の 1 か月後の日の翌日までの間	○新規取扱開始（上場会社どうしの株式移転、株式交換及び会社合併によるテクニカル上場は除く。） ※振替制度においては、新規上場日の前営業日を取扱開始日としているため、新規上場日の制限期間は、施行日から 1 か月後の日の翌日の翌営業日までの間となる。 ○株式交換（非上場会社を株式交換完全子会社とする場合に限る。） ○会社合併（非上場会社を新設合併消滅会社又は非上場会社（完全子会社を除く。）を吸収合併消滅会社とする場合に限る。）

項番	制限要因	制限期間	制限されるコーポレートアクション等
4	○振替法第 136 条第 1 項の通知 ○振替法第 137 条第 1 項の通知 ○振替法第 138 条第 1 項の通知 ○振替法第 151 条第 7 項の通知 ○振替法第 157 条第 3 項又は第 160 条第 3 項に基づく振替法第 135 条第 1 項の通知 ⇒会社は、効力発生日等の 2 週間前までに、振替機関に対し必要な通知をしなければならない。	施行日から施行日の 2 週間後の日までの間	○基準日の設定 ○株主有償割当増資 ○株式無償割当 ○株式併合 ○株式分割 ○会社合併 ○株式交換（株式交換完全子会社となる場合に限る。） ○株式移転 ○会社分割（吸収分割承継会社又は新分割設立会社の株式を分割会社の株主に割り当てる場合に限る。） ○取得条項付株式の全部取得
5	○近接した株主確定日（総株主通知）の設定 ⇒実務上、施行日前日の株主名簿確定処理期間中は株主確定日を設定することができない。 ※振替制度においては、株主確定日の間隔を中 7 営業日以上設ける必要がある。 ※施行日前日に近接する（施行日から施行日から起算して 15 営業日目の日までの間に設けられる）決算期日及び中間期日に係る総株主通知は除く。 ※会社からの請求に基づく総株主通知についても制限の対象となる。	施行日から施行日から起算して 15 営業日目の日までの間	（項番 2 と同じ）
6	○施行日直後の新規記録処理（公募増資・第三者割当増資） （発行時 DVP 方式による場合） ⇒実務上、引受主幹事証券は、機構に対して、新規記録日の 5 営業日前の日までに新規記録情報の入力等を行う必要がある。 （発行時 DVP 方式によらない場合） ⇒実務上、口座管理機関は、機構に対して、新規記録日の 5 営業日前の日までに口座通知をする必要がある。	施行日から施行日から起算して 5 営業日目の日までの間	○公募増資に係る払込期日の設定 ○第三者割当増資に係る払込期日の設定
7	○施行日直後の一部抹消処理 ⇒実務上、会社は、機構に対して、一部抹消日の 2 営業日前までに一部抹消通知を行う必要がある。	施行日及び施行日の翌営業日	○自己株式消却（一部抹消）

2. 新株予約権付社債

(1) 施行日前の取扱い

項番	制限要因	制限期間	制限されるコーポレートアクション等
8	○新株予約権付社債券に係る預託及び交付の制限 ⇒実務上、当該期間における預託及び交付処理は行わない。	施行日の 2 週間 前の日から施行 日前日までの間	○新規取扱開始（新規上場） ○保振預託新株予約権付社債の買入消却 ○取得条項付新株予約権付社債の一部取得及 び全部取得 ○抽選償還
9	○近接した株主確定日（実質株主通知）の設定 ⇒実務上、総株主通知の仕組みを利用した実質株主通知の実施期間 においては、株主確定日の間隔を中 1 2 営業日以上設ける必要があ る。 ※実務上、合併等に伴い、存続会社等の新株予約権付社債の割当を受け る消滅会社等の新株予約権付社債権者は、合併等効力発生日の前営業 日に確定することとなり、当該確定日が合併等の株主確定日に重なる こととなる。	施行日の 1 3 営 業日前の日から 施行日前日まで の間	○合併等に伴う新株予約権付社債の承継

(2) 施行日後の取扱い

項番	制限要因	制限期間	制限されるコーポレートアクション等
10	○振替法第 192 条第 1 項の決定 ⇒振替新株予約権付社債を発行する場合には、当該新株予約権付社 債の発行の決定において、当該新株予約権付社債の全部について、 振替法の規定を受けることとする旨を定めなければならない。 ○会社法第 240 条第 2 項及び第 3 項 ⇒会社は、新株予約権付社債の募集を行う場合には、払込期日の 2 週間前までに、募集事項の通知又は公告をしなければならない。 ※振替法第 192 条第 1 項の決定については、振替法施行後に行う必要 があることや会社法第 240 条第 2 項及び第 3 項の 2 週間前の公告義 務のため、施行日から施行の 2 週間後の日までの間は、新規記録を行 うことができない。	施行日から施行 の 2 週間後の日 までの間	○新規取扱開始（新規記録日の設定）

項番	制限要因	制限期間	制限されるコーポレートアクション等
1 1	○施行日直後の元利払期日の設定 ⇒実務上、元利払処理を行うためには、システム処理上、元利払期日の9営業日前の日から機構加入者に対して、元利払日程通知を行うこととしている。 ※元利払日程通知は、施行日の夜間バッチ処理での通知が最短となる。	施行日から施行日から起算し10営業日目までの間	○元利払期日の設定
1 2	○振替法第223条第3項に基づく振替法第200条第1項の通知 ⇒会社は、全部抹消日の2週間前までに、振替機関に対し必要な通知をしなければならない。 ○近接した株主確定日（総株主通知）の設定 ⇒実務上、会社は、特別口座への振替株式の新規記録処理の期間中は株主確定日を設けることはできない。 ※実務上、合併等に伴い、存続会社等の新株予約権付社債の割当を受ける消滅会社等の新株予約権付社債権者は、合併等効力発生日の前営業日に確定することとなり、当該確定日が合併等の株主確定日に重なることとなる。	施行日から施行日から起算して15営業日目までの間	○合併等に伴う新株予約権付社債の承継（承継に係る新株予約権付社債権者確定日の設定）
1 3	○振替法第218条第3項に基づく振替法第200条第1項の通知 ⇒会社は、全部抹消日の2週間前までに、振替機関に対し必要な通知をしなければならない。	施行日から施行日の2週間後の日までの間	○取得条項付新株予約権付社債の全部取得（全部取得日の設定）
1 4	○正当な理由に基づく総新株予約権付社債権者通知の新株予約権付社債権者確定日の設定 ⇒実務上、総新株予約権付社債権者通知を行うためには、新株予約権付社債権者確定日の7営業日前の日には総新株予約付社債権者通知日程案内を行うこととしている	施行日から施行日から起算して9営業日目までの間	○正当な理由に基づく総新株予約権付社債権者通知の新株予約権付社債権者確定日の設定

3. 新株予約権

(1) 施行日後の取扱い

項番	制限要因	制限期間	制限されるコーポレートアクション等
15	○振替法第163条第1項の決定 ⇒振替新株予約権を発行する場合には、当該新株予約権の発行の決定において、当該新株予約権の全部について、振替法の規定を受け ることとする旨を定めなければならない。 ○近接した株主確定日（総株主通知）の設定 ⇒実務上、会社は、特別口座への振替株式の新規記録処理の期間中 は株主確定日を設けることはできない。 ※振替法第192条第1項の決定については、振替法施行後に行う必要 があることや株主確定日が施行日から施行日から起算して15営業日 目の日までの間設定できないことから新株予約権の無償割当を行うこ とができない。	施行日から施行 日から起算して 15営業日目の 日までの間	○新株予約権の無償割当に係る割当基準日の 設定（新株予約権付社債の無償割当も同様。）
16	○振替法第163条第1項の決定 ⇒振替新株予約権を発行する場合には、当該新株予約権の発行の決定において、当該新株予約権の全部について、振替法の規定を受け ることとする旨を定めなければならない。 ○会社法第240条第2項及び第3項 ⇒会社は、新株予約権の募集を行う場合には、払込期日の2週間前 までに、募集事項の通知又は公告をしなければならない。 ※振替法第163条第1項の決定については、振替法施行後に行う必要 があることや会社法第240条第2項及び第3項の2週間前の公告義 務のため、施行日から施行の2週間後の日までの間は、総額買取型新 株予約権の新規記録を行うことができない。	施行日から施行 日の2週間後の 日までの間	○総額買取型新株予約権の新規取扱開始（新 規記録日の設定）
17	○振替法第189条第3項に基づく振替法第171条第1項の通知 ⇒会社は、全部抹消日の2週間前までに、振替機関に対し必要な通 知をしなければならない。 ○近接した株主確定日（総株主通知）の設定	施行日から施行 日から起算して 15営業日目の 日までの間	○合併等に伴う新株予約権の承継（承継に係 る新株予約権者確定日）

項番	制限要因	制限期間	制限されるコーポレートアクション等
	⇒実務上、会社は、特別口座への振替株式の新規記録処理の期間中は株主確定日を設けることはできない。 ※実務上、合併等に伴い、存続会社等の新株予約権の割当を受ける消滅会社等の新株予約権者は、合併等効力発生日の前営業日に確定することとなり、当該確定日が合併等の株主確定日に重なることとなる。		
18	○振替法第185条第3項に基づく振替法第171条第1項の通知 ⇒会社は、全部抹消日の2週間前までに、振替機関に対し必要な通知をしなければならない。	施行日から施行日の2週間後の日までの間	○取得条項付新株予約権の全部取得（全部取得日の設定）
19	○正当な理由に基づく総新株予約権者通知の新株予権者確定日の設定 ⇒実務上、総新株予約権者通知を行うためには、新株予約権者確定日の7営業日前の日に総新株予約権者通知日程案内を行うこととしている	施行日から施行日から起算して9営業日目までの間	○正当な理由に基づく総新株予約権者通知の新株予約権者確定日の設定

※新株予約権について、機構は、振替制度の施行日から取扱いを開始する予定であり、施行日前において制限されるコーポレートアクションはない。
なお、新株予約権については、新株予約権付社債のような振替制度への移行の特例措置がないため、施行日前に発行された新株予約権は、振替新株予約権にすることはできず、機構の取扱対象とならない。

4. その他権利行使等について

（1）保管振替制度における单元未満株式の買取請求の取扱いについて【項番20】

振替制度への移行時においては、全ての銘柄について、施行日前日（当該日が休業日に当たる場合は、その前営業日を言う。以下（1）～（3）において同じ。）の実質株主通知に係る処理を行う必要があることから、機構は、施行日前日の5営業日前の日から施行日前日までの間、買取請求の取次ぎを停止することとする。（12月末決算銘柄と同様の制限日程）

※施行日前日に機構に預託されていない株券に係る施行日後の買取請求については、特別口座への新規記録が行われるまでの間（施行日から施行日から起算して15営業日目の日までの間）、一定の制約が生じる可能性がある。

（2）保管振替制度における单元未満株式の売渡請求の取扱いについて【項番21】

振替制度への移行時においては、全ての銘柄について、施行日前日の実質株主通知に係る処理を行う必要があることから、機構は、施行日前日の12営業日前の日から施行日前日までの間、売渡請求の取次ぎを停止することとする。（12月末決算銘柄と同様の制限日程）

※施行日前日に機構に預託されていない株券に係る施行日後の売渡請求については、特別口座への新規記録が行われるまでの間（施行日から施行日から起算して 15 営業日目の日までの間）、一定の制約が生じる可能性がある。

（３）保管振替制度における預託新株予約権付社債の新株予約権行使の取扱いについて【項番 2 2】

振替制度への移行時においては、全ての銘柄について、施行日前日の実質株主通知に係る処理を行う必要があることから、機構は、施行日前日の 4 営業日前の日から施行日前日までの間、預託新株予約権付社債の新株予約権行使の取次ぎを停止することとする。（単元未満株式の同時買取請求については、施行日前日の 5 営業日前の日から施行日の前日までの間、取次ぎを停止することとする。）

※振替制度における振替新株予約権付社債の新株予約権行使請求については、施行日当日から受付けることとする。（単元未満株式の同時買取請求についても同様。）

（４）機構に預託されていない新株予約権付社債（機構非取扱いの新株予約権付社債及び新株予約権を含む）に係る振替制度の施行日前後における取扱い

施行日前の 2 週間は株券の預託が禁止されるため、その間に新株予約権行使により株券の交付を受けたとしても、当該株券は機構に預託することができない（決済合理化法附則第 12 条）。

施行日までに機構に預託されない株式は、施行日の 14 営業日後の日に、施行日前日の株主名簿上の名義で、会社が開設した特別口座に記載される（決済合理化法附則第 6 条）。

特別口座に記載された振替株式を売却するためには、口座管理機関に開設した自己の口座に振り替えたうえで売却することが必要となる（振替法第 133 条）。

以上のことから、施行日前の 2 週間に新株予約権を行使する場合には、施行日前後の一定期間（最長 5 週間程度）、行使により取得した株式の売却が制限されることとなる。

（５）機構非取扱いの優先株式の取得請求に係る振替制度の施行日前後における取扱い

上記（４）の取扱いと同様。

以 上

株式等振替制度への移行時におけるコーポレートアクション等の制限日程(施行日を2009年1月5日と仮定した場合)

参考1

<株式(既上場会社)>

■ 施行日前の日程 ※網掛け部分…制限期間

制限の対象となる 主なコーポレートアクション	制限要因	2008年 12/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2009年 1/1	2	3	4
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
・公募増資(払込期日の設定) ・売出し(預託を伴う場合) ・自己株式の消却に伴う交付	【項番1】 預託・交付の制限期間																																			
・基準日の設定 ・株主有償割当増資 ・株式無償割当 ・株式併合 ・株式分割 ・会社合併 ・株式交換 ・株式移転 ・会社分割	【項番2】 株主確定日設定の制限期間																																			
・単元未満株式の買取請求	【項番20】 買取請求取次ぎの停止期間																																			
・単元未満株式の売渡請求	【項番21】 売渡請求取次ぎの停止期間																																			

(参考)

同意手続及び特別口座開設先等の公告の期限																																				
質権者単独での預託及び承諾のない保護預り株券の預託の特例期間																																				
質権者による株主名簿への記録の請求ができる期間																																				

■ 施行日後の日程 ※網掛け部分…制限期間

制限の対象となる 主なコーポレートアクション	制限要因	2009年 1/5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2/1	2	3	4	5	6	7	8
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
・株式交換(非上場会社を相手とする場合) ・会社合併(非上場会社を相手とする場合)	【項番3】 「一定の日」(振替法第131条第1項)設定の制限期間(法令上)																																			
・基準日の設定 ・株主有償割当増資 ・株式無償割当 ・株式併合 ・株式分割 ・会社合併 ・株式交換 ・株式移転 ・会社分割	【項番5】 株主確定日設定の制限期間 (1/5～1/19) 【項番4】 株式併合等の効力発生日、基準日等設定の制限期間(法令上)																																			
・公募増資(払込期日の設定) ・第三者割当増資(払込期日の設定)	【項番6】 公募増資等の新規記録日設定の制限期間																																			
・自己株式の消却	【項番7】 一部抹消日設定の制限期間																																			

(参考)

登記手続の期間																																				
機構名義株式の名義書換の禁止期間																																				

(注1) 今後の法律改正等により変更が生じる場合がある。
(注2) 上記制限期間については、実質上制限される期間(休日等)を含む。

株式等振替制度への移行時におけるコーポレートアクション等の制限日程（施行日を2009年1月5日と仮定した場合）

参考2

<株式（新規上場会社）>

■ 施行日前の日程 ※網掛け部分・・・制限期間

制限の対象となる 主なコーポレートアクション	制限要因	2008年 12/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2009年 1/1	2	3	4
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
・新規上場	【項番1】 預託・交付の制限期間																																			

■ 施行日後の日程 ※網掛け部分・・・制限期間

制限の対象となる 主なコーポレートアクション	制限要因	2009年 1/5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
・新規上場	【項番3】 「一定の日」（振替法第 131条第1項）設定の制 限期間（法令上）	(最短)振 替法第 131条第1 項の通知																																(最短)一 定の日			(最短)新 規記録日	(最短)新 規上場日

(注1) 今後の法律改正等により変更が生じる場合がある。
(注2) 上記制限期間については、実質上制限される期間（休日等）を含む。

株式等振替制度への移行時におけるコーポレートアクション等の制限日程（施行日を2009年1月5日と仮定した場合）

参考3

＜新株予約権付社債＞

■ 施行日前の日程 ※網掛け部分・・・制限期間

制限の対象となる 主なコーポレートアクション	制限要因	2008年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2009年	2	3	4
		12/1 月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
・新株予約権付社債の発行（払込期日の設定） ・保振預託新株予約権付社債券の買入消却 ・取得条項付新株予約権付社債の一部取得及び全部取得 ・抽選償還	【項番8】 預託・交付の制限期間																																			
・合併等に伴う新株予約権付社債の承継	【項番2、9】 株主確定日設定の制限期間																																			
・保振預託新株予約権付社債の新株予約権行使	【項番20】 新株予約権行使の取次ぎの停止期間																																			
・保振預託新株予約権付社債の新株予約権行使に伴う単元未満株式の同時買取請求	【項番21】 買取請求取次ぎの停止期間																																			

■ 施行日後の日程 ※網掛け部分・・・制限期間

制限の対象となる 主なコーポレートアクション	制限要因	2009年	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2/1	2	3	4	5	6	7	8	9
		1/5 月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
・新株予約権付社債の発行（払込期日の設定）	【項番10】 振替法192条第1項、会社法第240条第2項及び第3項の制限期間（法令上）																																				
・新株予約権付社債の元利払	【項番11】 元利払期日設定の制限期間																																				
・合併等に伴う新株予約権付社債の承継	【項番12】 株主確定日設定の制限期間																																				
・取得条項付新株予約権付社債の全部取得	【項番13】 全部抹消日設定の制限期間（法令上）																																				
・正当な理由に基づく総新株予約権付社債権者通知の新株予約権付社債権者確定日の設定	【項番14】 総新株予約権付社債権者通知の新株予約権付社債権者確定日の設定																																				

（注1）今後の法律改正等により変更が生じる場合がある。
（注2）上記制限期間については、実質上制限される期間（休日等）を含む。

<新株予約権>

■ 施行日後の日程 ※網掛け部分・・・制限期間

制限の対象となる 主なコーポレートアクション	制限要因	2009年	1/5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2/1	2	3	4	5	6	7	8	9
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
・新株予約権の無償割当	【項番15】 振替法第163条第1の制限（法令上） 株主確定日設定の制限期間																							(振替株式の特別口座への新規記録日)	(最短)基準日(株主確定日)	(最短)実務上の効力発生日												
・総額買取型新株予約権の発行(払込期日の設定)	【項番16】 振替法163条第1項、会社法第240条第2項及び第3項の制限（法令上）	(最短)発行決議日																(最短)払込期日																				
・合併等に伴う新株予約権の承継	【項番17】 株主確定日設定の制限期間																							(振替株式の特別口座への新規記録日)	(最短)新株予約権付社債権者確定日	(最短)実務上の効力発生日												
・取得条項付新株予約権の全部取得	【項番18】 全部抹消日設定の制限期間（法令上）	(最短)全部抹消の通知																(最短)全部取得日																				
・正当な理由に基づく総新株予約権者通知の新株予約権者確定日の設定	【項番19】 総新株予約権者通知の新株予約権者確定日の設定																(最短)新株予約権者確定日																					

(注1) 今後の法律改正等により変更が生じる場合がある。
(注2) 上記制限期間については、実質上制限される期間(休日等)を含む。